

包括的意見に基づく記録回復の実施に向けた作業スケジュール(案)

平成23年10月4日
年金局
日本年金機構

○包括的意見に基づく年金事務所段階での記録回復の実施については、本人自身による記録回復の呼びかけに加えて、事業主に
対して、当該事例があれば申し出ていただくよう呼びかけを行うことにより、より迅速に記録回復を行うことができると考えられる。

○については、事業主団体(日本経団連、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会)はもとより、全国社会保険労務士会連合会、企
業年金連合会、各厚生年金基金など幅広く、周知の依頼を図る。

※ 日本経団連、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会については、周知依頼の事前説明を実施中。

	8月	9月	10月	11月	12月
回復基準の策定、運用	▲	▲ 研修		本人からの申立てへの対応 事業主からの申出への対応	同僚事案への対応
<記録確認の呼びかけ> (1)事業主宛に送付する納入告知書へのちらしの同封 ・事業主への確認依頼及び従業員自身による確認の呼びかけの依頼 (2)日本経団連、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会に対する 傘下企業への周知の依頼 (3)全国社会保険労務士会連合会に対する周知の依頼 (4)職域型年金委員を通じた呼びかけ (5)基金設立事業主に対する厚生年金基金を通じた周知等 (6)その他HP等における一般広報 ・包括的意見に基づく年金事務所段階での回復基準の周知 ・ねんきんネットを活用した自身の記録確認の呼びかけ			納告書 通知発出 通知発出 通知発出	納告書 委員研修の際に 委員へ周知	納告書 逐次実施 ちらしのHP掲載、年金事務所の窓口配布等